

随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

別記様式5

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
会計システム及び賃金計算システム機能追加等業務	農業・食品産業技術総合研究機構 統括部長 神山 修 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成25年7月19日	(株)NTTデータ・アイ (東京都新宿区揚場町1-18)	システムの改良を行うものであるため、著作権を保有するプログラム開発元以外では対応することができず、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	1,890,000	-	-	-	-	-	
超低温フリーザー	中央農業総合研究センター 所長 寺島 一男 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成25年7月10日	東和科学(株) (東京都千代田区九段北1-6-2)	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったことから会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項に該当するため。	-	2,275,560	-	-	-	-	-	
自走マニアスプレッダ	中央農業総合研究センター 所長 寺島 一男 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成25年7月17日	茨城菱農(株) (茨城県つくば市寺具13-32-9)	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったことから会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項に該当するため。	-	2,190,300	-	-	-	-	-	
気象観測装置	果樹研究所 カンキツ研究口之津拠点 カンキツ調整室 塩谷 浩 (長崎県南島原市口之津町乙954)	平成25年7月19日	クリマテック(株) (東京都豊島区池袋2-54-1)	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったことから会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項に該当するため。	-	3,265,500	-	-	-	-	-	
機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト「食べるセロトニンの抗肥満作用機構解明とセロトニン高含有農産物の研究開発」	食品総合研究所長 大谷 敏郎 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	平成25年7月4日	国立大学法人東北大学 (宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町1-1)	公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査委員会において審査し、透明性と競争性を確保し決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	76,300,000	-	-	-	-	-	
機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト「日本の伝統健康野菜ゴーヤのエビデンスとサイエンスを根拠とする適性商品化技術の開発」	食品総合研究所長 大谷 敏郎 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	平成25年7月4日	機能性を有するゴーヤ食品開発コンソーシアム (東京都港区台場2-3-3 サントリーグローバルイノベーションセンター株式会社内)	公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査委員会において審査し、透明性と競争性を確保し決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	150,000,000	-	-	-	-	-	
機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト「カロテノイド類の生体調節機能に着目した抗メタボ食品提供技術の開発とその効果の実証」	食品総合研究所長 大谷 敏郎 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	平成25年7月4日	高カロテノイド機能性評価コンソーシアム (京都府京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465)	公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査委員会において審査し、透明性と競争性を確保し決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	144,869,000	-	-	-	-	-	

機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト「抗酸化物質高含有食品による睡眠改善を介した抗メタボ効果検証と商品開発」	食品総合研究所長 大谷 敏郎 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	平成25年7月4日	優眠コンソーシアム (東京都新宿区新宿6-1-1 学校法人東京医科大学内)	公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査委員会において審査し、透明性と競争性を確保し決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	110,000,000	-	-	-	-	-	-
機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト「中年男性をターゲットとしたテラーメード機能性弁当の効果実証および供給システム開発」	食品総合研究所長 大谷 敏郎 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	平成25年7月4日	機能性農林水産物・食品のテラーメード提供システム共同研究コンソーシアム (東京都新宿区四谷2-11-6 株式会社リバナズ内)	公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査委員会において審査し、透明性と競争性を確保し決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	29,134,000	-	-	-	-	-	-
機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト「国民のQOL向上を目指す21世紀型機能性食品の開発とその効果・効能の基盤解析」	食品総合研究所長 大谷 敏郎 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	平成25年7月4日	「国民のQOL向上を目指す21世紀型機能性食品の開発とその効果・効能の基盤解析」コンソーシアム (東京都文京区本郷7-3-1)	公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査委員会において審査し、透明性と競争性を確保し決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	73,500,000	-	-	-	-	-	-
軽自動車賃貸借	東北農業研究センター 福島研究拠点 環境保全型農業研究領域長 信濃 卓郎 (福島県福島市荒井字原宿南50)	平成25年7月31日	ニッポンレンタカー東北(株) (宮城県仙台市青葉区本町1-2-20)	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったことから会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項に該当するため。	-	1,130,850	-	-	-	-	-	-
バイオ原油のトータルシステムに係る実用化研究開発	生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳 (埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2)	平成25年7月2日	(株)東産商 (秋田県秋田市外旭川字三千刈133-3)	平成22年度に研究課題を募集し、中立的第三者機関による審査の結果、研究課題及び研究機関が採択された継続契約であり、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	58,639,807	-	-	-	-	-	-
乗用型複合摘採機	生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳 (埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2)	平成25年7月11日	カワサキ機工(株) (静岡県掛川市伊達方滑川810-1)	公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査委員会において審査し、透明性と競争性を確保し決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	3,990,000	-	-	-	-	-	-
ラッカセイ収穫機実証試験機および簡易型試作	生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳 (埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2)	平成25年7月12日	松山(株) (長野県上田市塩川5155)	公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査委員会において審査し、透明性と競争性を確保し決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	5,201,415	-	-	-	-	-	-

水田用除草装置試作および改良乗用型車輛(3式)試作	生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳 (埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2)	平成25年7月19日	みのる産業(株) (岡山県赤磐市下市447)	公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査委員会において審査し、透明性と競争性を確保し決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	10,094,700	-	-	-	-	-	-
定置型イチゴ収穫ロボットの改良	生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳 (埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2)	平成25年7月19日	シブヤ精機(株) (愛媛県松山市高岡町66)	公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査委員会において審査し、透明性と競争性を確保し決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	5,943,000	-	-	-	-	-	-
ナガイモの種苗切断・調整装置2号機試作	生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳 (埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2)	平成25年7月22日	三菱農機(株) (島根県松江市東出雲長揖屋667-1)	公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査委員会において審査し、透明性と競争性を確保し決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	2,700,000	-	-	-	-	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。